

まん延防止等重点措置区域の指定を受けて

令和4年1月20日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

指定期間：令和4年1月21日から2月13日まで

昨日、本県は「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けました。

このため、「『第6波』非常事態宣言（令和4年1月17日発出）」に加え、基本的対処方針に沿って、以下の措置を講じてまいります。

※ゴシック部分が追加部分

【県民への要請】

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛【法第24条第9項】
- ・ 20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない【法第31条の6第2項】
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛（第三者認証店舗の利用を推奨）【法第24条第9項】
- ・ 飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避するなど、感染防止対策を再徹底【法第24条第9項】

【事業者への要請】

- ・ 飲食店等における営業時間短縮及び酒類提供停止【法第31条の6第1項】 別添参照
- ・ 大規模な集客施設における入場者の管理等の実施【法第31条の6第1項】
- ・ 業種別ガイドラインの遵守【法第24条第9項】

【イベント・公的施設】

- ・ イベント等の参加人数の上限を2万人に制限【法第24条第9項】
 - ※ 参加人数が5千人超の場合は、感染防止安全計画を作成し、県に提出すること
- ・ 参加人数が千人以上又は全国的なイベントに対し、県の事前相談制度を導入
- ・ 県、指定管理者主催のイベント・講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客で開催
 - ※ チケット販売済み等の場合は、入場者半減など感染防止対策を徹底し開催
 - ※ プロスポーツは、各団体のガイドラインを遵守した上で開催
- ・ 県有施設については、屋内外問わず原則夜8時以降閉館
- ・ 上記のイベント、県有施設の対応について、市町村にも同様の取組みを要請

【検査体制の強化】

- ・ 感染不安を感じる方への薬局等における無料検査体制について、1月末までの期限を2月末まで延長（現在85カ所、3,400件/日の検査能力。今後も極力拡大。）
- ・ 高齢者・障がい者施設の従事者に対して定期的な予防的検査を実施

飲食店等への営業時間短縮及び酒類提供停止等の要請

1 対象区域

- ・ 県内全42市町村

2 要請期間

- ・ 令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで（24日間）
※ ただし、22日（土）及び23日（日）からの開始についても認める。

3 要請内容【特措法第31条の6第1項】

- ・ 5時から20時までの営業時間短縮要請
- ・ 酒類の提供（利用者による持ち込み含む）を行わないこと（終日）
- ・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける【法第24条第9項】
※ ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査による行動制限の緩和は行わない。

4 対象業種

- ・ 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場等は飲食店と同様の扱い。）
- ・ 遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

5 協力金

- ・ 全期間要請に応じた場合のみ1店舗1日あたり以下の協力金を支給
※ ただし、22日（土）及び23日（日）から開始した場合の支給額は、23日間分ないしは22日間分とする。
中小企業：3万円～10万円
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）
（中小企業も選択可）

6 命令・過料

- ・ 要請に応じない飲食店等に対し、特措法に基づく命令・過料（最大20万円）の手続きを進める。